



平成29年度東海ブロック研修会が
 開催されました！

平成 29 年度 一般社団法人 日本介護支援専門員協会『東海ブロック研修会 in 愛知』が、平成 30 年 1 月 14 日(日)に、名古屋商工会議所ビル 2 階ホールにて開催されました。今回は、「地域共生社会を実現し、地域包括ケアをすすめるためのケアマネジメント」をテーマに、午前中は基調講演として、厚生労働省 老健局 振興課 課長補佐 佐藤美雄先生による「2018 年介護保険改正と介護支援専門員に求められる役割」と題しての講演が行われました。午後は、①障がい制度活用(共生社会にむけて等)②管理者・主任ケアマネジャーの役割③認知症の支援と地域連携④介護支援専門員の業務評価研究の方法を学ぶ、の 4 つに分かれて分科会が行われました。基調講演では、介護保険法の一部を改定する法律案について、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化②医療・介護の連携の推進③地域共生社会の実現を 3 つのポイントとして掲げている。自立支援は、介護保険法の理念であり、重度化防止は医療との連携が欠かせない等のお話がありました。午後の分科会では、それぞれのテーマについての発表をお聞きすることができ、また各講師の方々との意見交換があり、大変有意義な時間を過ごすことができました。



研 修 会 報 告

平成 29 年度 第 3 回研修会

「コミュニケーション ～気持ちよく立ち入るために～」



日時:平成 29 年 9 月 15 日(金) 13:30～ 場所:桑名福祉センター

講師:日本福祉大学中央福祉専門学校専任教員 渡辺 哲雄氏

今回の研修は渡辺先生ご自身の体験を基に、認知症ケアに対しどのように関わっていくのか、渡辺先生のご著書である「認知症 ストーリー・ケア」の内容を交えながら、非常に和やかな雰囲気の中での講義でした。

渡辺先生が取り組まれている「ストーリー・ケア」とは、行動変容の前後に臨機の物語を設定して、好ましい感情を伴った自発的な意思を引き出すコミュニケーションを図ること。つまりは、本人から好ましい意思決定を引き出すことを目的に、支援者側が効果的な変化球を投げるための技法ということです。

渡辺先生は支援者が家族と関わる際に気を付けることにも触れ、物事を隠せば隠すほど家族は疑心暗鬼になり、言い訳が火に油を注ぐことになると体験を交え話されていました。家族が納得する説明の仕方やタイミングはもちろん重要なことですが、支援者が本人のストーリーをしっかりと把握することでケアの内容が変わり、そのような問題も起こり難くなる。当たり前のことですが、支援者として改めて心掛けていきたいですね。

最後にケアマネジャーには紹介責任があると話をされていました。その通りです。

私たちケアマネジャーは事業所の内容を熟知し、しっかりとした情報提供を行っていく義務があると思います。

今後、ますます増えると予想されている認知症の方やその家族に対し、私たちケアマネジャーが改めて取り組むべきところが明確になった研修でした。



平成 29 年度 第 4 回研修会

「介護予防自立支援における介護予防の視点」

日時:平成 29 年 10 月 23 日(月) 14:00～ 場所:員弁コミュニティプラザ

講師:生駒市福祉健康部地域包括ケア推進課長 田中明美氏

2025 年に向け、超高齢社会をどう乗り切るのか?という課題に直面する中、全国でもいち早く地域包括ケアシステムの構築に取り組まれている生駒市より、福祉健康部地域包括ケア推進課長田中明美氏をお招きし、「自立支援型介護予防ケアマネジメント」についてご講演頂きました。

生駒市の地域包括ケアシステムでは、住民、支援者に分かりやすい媒体が多々用意されていました。例えば、市職員が作成した通いの場 PR ビデオは、実際の映像に合わせ、通いの場の対象、内容、送迎の有無、頻度なども紹介され、地域の説明会などで流すことで、近隣の方への紹介に繋がっているようです。また、事業対象者の自立度(認



知・障害)によりモデル分けし、生駒市独自の考え方を支援者で共有し、適切なサービス選定を行っているとのことでした。参加者のアンケートの中にも、生駒市の取り組みの中で参考になる部分が多くあった、介護における視点についてとても参考になった等の意見があり、他の地域の取り組みをお聞きすることで、皆さん、良い刺激を受けたのではないかと思います。大変先進的な取り組みばかりで、北勢地域でもぜひ参考にして頂きたいと感じる講義内容でした。



研 修 会 報 告

平成 29 年度 第 5 回研修会

「ケアプラン点検と給付の適正化」

日時:平成 29 年 11 月 17 日(金) 10:00~16:00

場所:東員町商工会 2F多目的ホール

講師:合同会社 介護の未来 代表 阿部 充宏氏

今年度第 5 回目の研修は、桑員支部でも大変人気が高い、阿部充宏先生を

お招きし、2018 年の改正の方向性や、実際に阿部先生が行われている、

ケアプラン点検事業から見たケアマネジャーの質について、ご講義いた

きました。冒頭から、引き込まれるようなトークで、時には、改正の論点や

ケアマネジャーの質についてズバツと言われることに、はっと気付かされることが度々でした。先生のお話しの中で、

「逝く」を支えるというお話がありました。人生の最期をどこで迎えるか？厚生労働省も自宅での看取りの推進を図っ

ているように、2040 年には推測で、自宅で最期を迎える方が 53 万人にもなると言われていて、利用者様の人生を最

期まで支えるケアマネジメントが望まれる時代になると言われていたことが印象的でした。また、ケアプラン点検事業

で実際に使用されている資料を見せていただきました。その資料を使用して、担当ケアマネジャーと 1 ケースに 2 時

間も質疑を行っているそうです。ただただ、驚きでした。驚きと同時に、地域ごとにケアマネジャーの質の差が生じて

いることにも気付かされました。今回の講義をお聞きになられた方々の中には、阿部先生が関わっている地域のケア

マネジャーの方々に負けないように、日々研鑽していこう！と思われた方もみえたのではないのでしょうか。そんな気に

させられる、刺激的な講義でした。



平成 29 年度 第 6 回研修会

「平成 30 年度介護保険改定を受けて桑名市の取り組み」

「平成 30 年度介護保険改定を受けていなべ市の取り組み」

日時:平成 30 年 2 月 20 日(火) 13:30~

場所:桑名市福祉センター

今回の研修は、第 1 部「平成 30 年度介護保険改定を受けて桑名市の取り組み」「平成 30 年度介護報酬改定を受け

ていなべ市の取り組み」、第 2 部「ケアマネジメント事例発表」、第 3 部「情報交流会」～お互いの絆を深めよう～、の

3 部構成で行われました。第 1 部では、桑名市保健福祉部介護高齢課課長 宇佐美亮次氏と、いなべ市福祉部次

長兼長寿福祉課長 伊藤俊樹氏より、各市の「第 7 期地域包括ケア計画」の重点施策について、ご説明いただきました。

重点施策の中には、医療・介護の連携、認知症支援等、共通項目があり、細やかなサービス内容は違えども、高

齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図る為の、それぞれの事業内容をお聞きする

ことができました。第 2 部では、ヒューマン・ケア指定居宅介護支援事業所の沼智子氏、いなべ市社協ケアプランセ

ンターの土井貴子氏、居宅介護支援事業所紫苑の笹岡余史子氏による、ケアマネジメントの事例発表が行われまし

た。それぞれの事例は、医療・介護が連携する事で本人の気持ちが自立支援に繋がった事例、他職種連携による



日中独居がん患者のターミナル支援事例、自立に向けての福祉用

具、訪問看護の活用についての事例と、利用者様の状態や、生活状

況等は、もちろん違いますが、その利用者様の自立や生活を支える

には、他職種の連携が必要不可欠ということを感じることができ

る内容でした。第 3 部では、情報交流会が行われ、日ごろ疑問に思っ

ていることや、平成 30 年介護保険改定についてのお話しが飛び交っ

ていました。とても有意義な研修会でした。



介護保険改定最新ニュース



平成 30 年 1 月 26 日に、第 158 回社会保障審議会介護給付費分科会が行われ、介護保険改定の概要が明確になりました。居宅介護支援については、入退院支援時の加算要件の変更や末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントを行った際に算定できる新たな加算の新設等、の改定があります。皆さん、ご承知の点とは思いますが、今回は、そういん CM 第 23 号でご紹介させていただきました要件についての改定内容を掲載させていただきたいと思います。

1. 質の高いケアマネジメントの推進

【概要】



①管理者要件の見直し

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、**3年間の経過措置期間**を設けることとする。【省令改正】

②地域における人材育成を行う事業者に対する評価

特定事業所加算について、他法人が運営する居宅介護支援事業所への支援を行う事業所など、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組を評価することとする。

【単位数】②について

< 現行 >

< 改定後 >

特定事業所加算(Ⅰ) 500 単位/月

⇒

変更なし

特定事業所加算(Ⅱ) 400 単位/月

⇒

変更なし

特定事業所加算(Ⅲ) 300 単位/月

⇒

変更なし

【算定要件等】< ②について >

○特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通

・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施を要件に追加する。

○特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ)

・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加を要件に追加する。(現行は(Ⅰ)のみ)



2. 特定事業所集中減算の対象サービスの見直し

【概要】特定事業所集中減算について、請求事業所数の少ないサービスや、主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外する。なお、福祉用具貸与については、事業所数にかかわらずサービスを集中させることも可能であることから対象とする。

【単位数】

< 現行 >

< 改定後 >

特定事業所集中減算 200 単位/月減算

⇒

変更なし

【算定要件等】○ 対象となる「訪問介護サービス等」を以下のとおり見直す。

< 現行 > 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護(※)、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護(※)、認知症対応型共同生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護(※)

(※)利用期間を定めて行うものに限る。

< 改定後 >

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

早いもので、広報部会も新体制になり、一年が経とうとしています。今年度行うことができなかったことは、来年度の広報紙に反映できるよう、取り組んでいきたいと思ひます。

そして平成 30 年度は、医療介護同時改定が行われます。ケアマネジャーとして、きちんと改定情報を把握しつつ、変化の年は、色々と大変ではありますが、お互いに頑張っていましょ！

桑員支部広報部会：安藤哲也(副支部長) 石原太一(部長) 白井渉(副部長) 小川隆央 平林恵美子

編集後記